

令和 2 年 5 月 議 会 臨 時 会 議 案

市 長 提 案 理 由 說 明 要 旨

(令 和 2 年 5 月 1 9 日 提 出)

新 潟 市

5月議会臨時会の冒頭にあたり、新型コロナウイルス感染症の現時点での私の所感と本市の対応及び緊急的対策について、ご説明いたします。

2月29日に本市で初めての感染者が確認され、市内では若い世代から高齢者まで幅広い世代で感染が広がるなど、強い危機感のなか、対応にあたってまいりました。

4月16日には緊急事態宣言が全国に拡大され、すべての国民に自粛要請がなされました。さらに大型連休を経て、5月7日には緊急事態措置が再び延長となり、それを受け本県においても5月20日までの休業要請延長という措置を取ってきましたが、5月14日には本県を含む39県について、期間を前倒して、宣言が解除されることとなりました。

これまでの間、市民の皆様、事業者の皆様には、不要不急の外出の自粛や休業、また、営業時間の短縮など、大変多くのご協力をいただいたことに、心より感謝申し上げます。

また、この3か月間、本市として、新型コロナウイルスに関する大きな動きに対応してまいりました。

県との連携については、これまで知事と2回、県庁でお会いし、県と市が力を合わせて取り組んでいくことや、医療体制とPCR検査体制の強化について要請を行いました。

現在は、病床数の増加が図られてきているとともに、急激に感染拡大した場合に備え、軽症者を療養できるホテルの受け入れ施設がすでに稼働しています。さらに、市内のPCR検査センター設置に向け、現在、県と医師会で調整が進められています。

さらに、先日の宣言延長時と宣言解除時の際に開かれた、知事と市長村長との意見交換において、私からは、県民市民の皆様から、警戒を緩めることなく、収束に向けて「新しい生活様式」の取り組みを実践していただけるよう呼びかけを行うため、また、感染者や医療関係者への偏見をなくすため、県と市町村でしっかりとスクラムを組み、共同歩調をとる「共同宣言」を提案させていただき、5月8日に「新潟県・県内30市町村緊急共同宣言」が発出されたところです。

また、市民の皆様、事業者の皆様の不安感解消に向け、わかりやすく具体的な行動基準や、経済基準の必要性を述べ、県の専門家会議の設置に至ったと考えております。今後とも県と県内市町村との連携を一層進めながら、感染症対策に努めてまいります。

さて、本市における現時点での状況は感染者数の累計が 63 例となっており、区ごとでは、中央区、東区、4 月中旬からは北区での感染が目立つなどしてはいますが、市内どこでも感染のリスクは存在します。

今月 14 日に緊急事態宣言が解除された理由として、本県は感染者数の減少傾向が著しいことや、人口 10 万人当たりの患者発生数も 0.13 であること、また医療体制の面では、十分対応できる範囲にとどまっているためなどとされています。

しかし、宣言の解除によって直ぐに元通りの生活に戻っていいということではありません。また、感染が終息したことを意味する訳でもなく、今後、第 2 波が襲ってくることも十分に考えられます。

これからの期間は、あくまでもこれまでの日常を取り戻すための準備期間だということをしっかりと認識しながら、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染リスクは常に身の回りにあります。市民の皆様には、引き続き「新しい生活様式」である、マスク着用や手洗いの励行、人との間隔を 2 メートル確保することなどを実践し、事業者の皆様におかれましては、業種ごとに策定されている感染拡大防止予防のガイドラインなどで示される、換気や消毒、人と人との間隔保持などの対策を最大限講じていただく必要があります。

今回の新型コロナウイルス感染症との戦いは、長丁場になると考えられます。気を緩めることなく「新しい生活様式」の普及実践による感染症拡大の防止策と、社会経済活動の維持の両立に向けた取り組みに、スピード感を持って対応してまいります。

市議会の皆様からは、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第 40 号は、この度の国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に関連する一般会計の補正予算です。

主な内容について申し上げます。

まず、「放課後児童健全育成事業」については、児童の密集を避けるため、体育館などへの分散化を図る必要があることから放課後児童クラブの支援員を増員するものです。

中小事業者の「インターネットショッピングモール出店補助事業」は新たな販路拡大に向けて、出店費用の一部を補助するものであり、「中小企業成長支援促進事業」は、専門家を派遣してテレワークなどデジタル化によるビジネス転換を支援するものです。

「中小企業生産性向上設備投資補助金」は、供給不足の衛生用品の生産や、サプライチェーンの毀損に対応する製品供給の継続に向けた新たな設備投資を支援するものであり、

「新規採用活動支援事業」は、合同企業説明会の中止により、企業と学生の接点が失われている状況にあることから、市内企業への就労促進を図る取り組みを支援するものです。

「花の需要・消費拡大支援事業」は、花の需要が落ち込む中、市内産の花の消費拡大を図るものであり、

「学習用端末整備事業」は、当初予算計上分とあわせ、小中学校及び特別支援学校の全学年に端末を今年度中に導入するものです。

次に、議案第 42 号は、今後、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に向けた、「新しい生活様式」への対応に、関連する事業などを補正するものです。

まず、「新しい生活様式に対応した店づくり応援事業」は、感染防止に配慮した店舗づくりに必要な設備投資を支援するものであり、

「通勤機会縮減等に取り組む市内企業の支援」は、市内宿泊施設を活用したテレワークや通勤機会の縮減に取り組む企業を支援するものです。

「あんしん宿泊割引プラン支援事業」は、新潟市民を対象とした岩室温泉などの宿泊料割引キャンペーンを支援するものです。

また、新型コロナウイルス感染症への対策のため、市民の方からのご寄附をいただいたことをうけ、新たに設置する基金に積み立てるものです。

次に、一般議案の概要について、説明いたします。

議案第43号は、今ほどご説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策に協力いただいた寄附金を積み立てるための基金を設置するものです。

次に、市長専決処分について、説明します。

まず、令和元年度分です。

議案第41号の専決第2号は、一般会計において、幼児教育・保育無償化の影響などにより、不足となった予算及び、新型コロナウイルスの影響などにより、繰越明許費を追加したものです。

専決第3号は、病院事業会計において、医薬品などの材料費の増加に伴い、職員給与費を流用させていただいたものとなります。

次に、令和 2 年度分です。専決第 1 号は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税と都市計画税の課税標準の特例に関する規定を整備したものであり、

専決第 2 号は、介護保険関連の政令改正に伴い、低所得者の保険料軽減に関連する規定を整備したものです。

専決第 3 号は、一般会計において、予備費を含め総額 12 億円の補正予算を先月 24 日に専決させていただいたものです。

「新潟市感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」は、県の協力要請を受けて営業時間の短縮にご協力いただく飲食店等を対象に、協力金を支給するものであり、

「新潟市テナント等家賃減額協力金」は、県の協力要請を受けて休業する店舗や営業時間の短縮要請に応じた飲食店などの家賃を減額する貸主に対して支援するものです。

「雇用調整助成金利用促進事業」は雇用の完全維持を条件に、雇用調整助成金の上乗せ補助や申請支援を行うものです。

議案第 44 号は、先月 30 日に国の補正予算が成立したことから、その執行に急を要する事項を今月 1 日に専決処分させ

ていただいたものです。

専決第 4 号は、一般会計の補正予算です。

まず、「特別定額給付金事業」は、感染拡大による家計への支援として市民一人あたり 10 万円を給付するものです。生活にお困りの世帯に一日も早く給付できるよう、今月中の支給開始に向け、給付手続きを進めています。

「子育て世帯への臨時特別給付金」は、児童手当を受給する世帯へ、中学生までのお一人につき 1 万円を上乗せ支給するものであり、

加えて、学校活動における基本的な感染症対策の徹底を図るため、市立の学校や幼稚園に消毒液やマスク等の衛生用品を配置します。

専決第 5 号は、国民健康保険事業会計において、感染による休職により、給与が支給されない場合、傷病手当金を支給するものであり、

専決第 6 号は、市民病院における院内感染防止対策を強化するため、医療機器やマスク・ガウンなどを購入するものです。

専決第 7 号及び第 8 号は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、傷病手当金の支給に関する規定を整備したものです。

これらは、いずれも議会を招集するいとまがなく、やむをえず専決処分をさせていただいたものです。

以上、提案いたしました議案について、説明申し上げます。なにとぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。